

令和4年4月6日

保護者 様

川崎市立菅生中学校
校長 山本 篤

特別警報及び暴風警報・暴風雪警報発表時における 臨時休業などについてのお知らせ

日頃から、本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、川崎市では「暴風警報」や「暴風雪警報」（以下「暴風警報」）が発表されたとき、及び、警報の基準をはるかに超える豪雨等が予報され、重大な災害の危険性が著しく高まっている「特別警報」が発表されたとき、生徒の安全確保について次のように対応することになっております。

つきましては内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、遠慮なく学校にご確認ください。

1 神奈川県内に「特別警報」及び「暴風警報」が発令されたら「臨時休業」です。

神奈川県の全域、または県内の一部（川崎市とは限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」が午前6時の時点で発令された場合、あるいは発令が継続されている場合は、生徒の安全確保のため、当日1日を臨時休業（休校）とします。また、午前6時の時点で神奈川県のいずれかの市町村等の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除された場合でも、**市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社のうち、次の3社すべて※が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。**（※次の3社すべてとは・・・JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄）

※当日の朝に一斉メール（ミマモルメ）や電話連絡等でお知らせすることはありません。

※生徒の登校時間までに「特別警報」及び「暴風警報」が発令された場合も同じです。当日が修学旅行や職場体験などの学校行事にあたった場合は、改めてご連絡いたします。

2 その他の警報は「臨時休業」ではありません。

「特別警報」及び「暴風警報」以外の警報（「大雨警報」「大雪警報」「洪水警報」等）が発令された場合には、基本的には登校とします。

※ご家庭の判断で『安全上、登校に問題がある場合』は遅刻・欠席させていただきます。その際、学校へ連絡をお願いいたします。

※学校が、『安全上の問題から登校を見合わせてほしい／登校を遅らせてほしい』と判断した場合は、当日の朝、一斉メール（ミマモルメ）や電話連絡等でお知らせいたします。

3 登校後「特別警報」及び「暴風警報」が発令されたら下校を早めることもあります。

生徒の登校後、「特別警報」及び「暴風警報」が発令された場合については、授業を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が暴風のピークなどと重なるおそれがあるときは、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講じることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」以外の警報が出た場合、授業時間を繰り上げるか（途中で下校させるか）どうかについては、学校が判断します。

4 休業日の部活動等で「特別警報」及び「暴風警報」が発令されたら「臨時休業」です。

休業日の部活動等でも「特別警報」及び「暴風警報」が発令された場合は、「臨時休業」です。午前中に「特別警報」及び「暴風警報」が解除され、活動できると判断した場合は顧問から連絡いたします。

※このプリントはご家庭で保管をお願いします。

裏面もご覧ください